

## 第35回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日(水) 午後3時00分から時分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員 (14人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員 (0人)

欠席者 なし

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
報告第2号	農地法第3条の規定による許可申請の取下願の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処分 の報告について
議案第1号	令和5年3月14日ないし4月11日に提出のあった合意解約通知 の成立状況の確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)
追加 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について (農委許可)
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について (農委許可)
議案第6号	土地の現況証明願について
議案第7号	農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）  
議案第9号 農地移動適正化斡旋申出について  
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤石 旭                      事務係長 安藤 美香                      事務係 葛西 佐

7. 会議の概要

事務局長                      只今より第24期第35回4月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長                      【会長挨拶】

それでは一般事項とあわせての動向報告を事務局より内容説明願います。

事務局長                      【一般事項・動向報告の朗読】

議 長                      七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に、5番 宮後英子 委員、6番 宮田学 委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。（異議なしの声）

議事録署名委員は、5番 宮後英子 委員、6番 宮田学 委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。（異議なしの声）

会期は今日1日と致します。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を上程いたします。事務局より内容説明願います。

事務局                      【報告第1号の朗読・説明】

議 長                      説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番については、いかがですか。（異議なしの声）

1番については、異議なしということで、報告済みと致します。

次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願の報告について」を上程致します。事務局より説明願います。

事務局 【報告第2号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
1番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1番については、異議なしということで、報告済みと致します。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処分報告について」を上程致します。事務局より説明願います。

事務局 【報告第3号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
1番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1番については、異議なしということで、報告済みと致します。  
2番については、いかがですか。(異議なしの声)  
2番については、異議なしということで、報告済みと致します。

それでは、議案を審議して参ります。議案第1号「令和5年3月14日ないし4月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第1号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしくお願ひします。  
1番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1番については、異議なしということで、決定と致します。  
2番については、いかがですか。(異議なしの声)  
2番については、異議なしということで、決定と致します。  
3番については、いかがですか。(異議なしの声)  
3番については、異議なしということで、決定と致します。  
4番については、いかがですか。(異議なしの声)  
4番については、異議なしということで、決定と致します。  
5番については、いかがですか。(異議なしの声)

5 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第 2 号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしく願います。  
1 番については、いかがですか。（異議なしの声）  
1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、追加議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【追加議案第 1 号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしく願います。  
1 番については、いかがですか。

7 番 はい。7 番 小澤です。質問なのですが、農地の贈与を受けるということなのですが、この二方の関係性を確認させてください。親子なのか。

事務局 親子関係ではありません。ご近所にお住まいの方です。

7 番 特段、血縁関係にはないということでしょうか。

議長 そのとおりです。近所というより、本当に隣家に住んでいる方です。

7 番 だけど、売買ではないんですね。

事務局 売買ではなく、贈与です。

1 2 番 全くの他人同士で贈与ということもあるんですね。

事務局 可能です。

7 番 ですが、贈与をするということであれば贈与をした側には税金が発生しますよね。

事務局 土地の価値によっては贈与税が発生する場合があります。

7 番 わかりました。ありがとうございます。

議長 それでは再度お諮り致します。  
1 番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第3号朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願ひします。  
1 番については、いかがですか。

1 1 番 はい。1 1 番 小坂です。ちなみにこの土地はいくらでの契約となっているのでしょうか。

事務局 1 年間で2万5千円となります。

1 1 番 わかりました。

議長 それでは、再度お諮り致します。  
1 番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第4号朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願ひします。  
1 番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第5号朗読・説明】

議 長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願ひします。  
1 番については、いかがですか。(異議なしの声)  
1 番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第 6 号「土地の現況証明願について」を上程致します。調査委員は、神秀子 委員、宮本猛 委員、池田泰久 会長職務代理の 3 名です。どなたか説明願ひます。神委員。

3 番 それでは、3 番 神から 1 番議案について報告致します。  
先般 19 日、事務局より 2 名、宮本猛 委員、池田泰久 会長職務代理、私の 5 名で現地調査を実施致しました。

**【1 番議案の朗読】**

調査の結果、1 番議案については「農採以外」として判断して参りました。私からの報告は以上です。

1 3 番 それでは、1 3 番 池田から 2 番議案から 5 番議案について報告致します。

**【2 番議案の朗読】**

調査の結果、2 番議案については、「農採以外」として判断して参りました。

**【3 番議案の朗読】**

調査の結果、3 番議案については、「農採以外」として判断して参りました。

**【4 番議案の朗読】**

調査の結果、4 番議案については、「農採以外」として判断して参りました。

**【5 番議案の朗読】**

調査の結果、5 番議案については、「農地 (畑)」として判断して参りました。私からの報告は以上です。

8 番 それでは、8番 宮本から6番議案について報告致します。

**【6番議案の朗読】**

調査の結果、6番議案については「農地(畑)」として判断して参りました。以上、報告と致します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしく  
お願ひします。

- 1番については、いかがですか。(異議なしの声)
  - 1番については、異議なしということで、決定と致します。
  - 2番については、いかがですか。(異議なしの声)
  - 2番については、異議なしということで、決定と致します。
  - 3番については、いかがですか。(異議なしの声)
  - 3番については、異議なしということで、決定と致します。
  - 4番については、いかがですか。(異議なしの声)
  - 4番については、異議なしということで、決定と致します。
  - 5番については、いかがですか。(異議なしの声)
  - 5番については、異議なしということで、決定と致します。
  - 6番については、いかがですか。(異議なしの声)
  - 6番については、異議なしということで、決定と致します。
- 当日の調査委員の皆様、ご苦勞様でした。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」  
を上程致します。事務局より内容説明願ひます。

事 務 局 **【議案第7号の朗読・説明】**

議 長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしく  
お願ひします。

- 1番については、いかがですか。(異議なしの声)
- 1番については、異議なしということで、決定と致します。
- 2番については、いかがですか。(異議なしの声)
- 2番については、異議なしということで、決定と致します。
- 3番については、いかがですか。(異議なしの声)
- 3番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」  
を上程致します。事務局より内容説明願ひます。

事務局 【議案第8号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参ります。よろしく  
お願いします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、決定と致します。

4番については、いかがですか。(異議なしの声)

4番については、異議なしということで、決定と致します。

5番議案から8番議案につきましては、議事参与の制限により■番

委員の退席を求めます。(■委員 退席)

5番については、いかがですか。(異議なしの声)

5番については、異議なしということで、決定と致します。

6番については、いかがですか。(異議なしの声)

6番については、異議なしということで、決定と致します。

7番については、いかがですか。(異議なしの声)

7番については、異議なしということで、決定と致します。

8番については、いかがですか。(異議なしの声)

8番については、異議なしということで、決定と致します。■番 ■

委員の退席を解き、入室を認めます。(■委員 入室・着席)

それでは引き続き、9番議案より審議して参ります。よろしくお願  
いします。

9番については、いかがですか。(異議なしの声)

9番については、異議なしということで、決定と致します。

10番については、いかがですか。

1 1 番 はい。11番 小坂です。質問なのですが、こちらの航空写真の斜線を  
引いていない部分については、使えない部分だから虫食いで賃貸借した  
いとのことなのでしょうか。

事務局 そうですね。斜線を引いていない部分については、木が生えているな  
ど、現在も耕作がなされていない部分とのことでしたので、その部分を  
除いて契約されるようでした。

1 1 番 測ったのですか。

事務局 実際に測ったわけではなく、航空写真上でおよその面積を測りました。この航空写真を見せ、双方合意の上での契約となっております。

1 1 番 わかりました。

議長 それでは、再度お諮り致します。  
10番については、いかがですか。(異議なしの声)  
10番については、異議なしということで、決定と致します。  
11番については、いかがですか。(異議なしの声)  
11番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第9号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第9号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。

7 番 はい。7番 小澤です。質問させてください。このあっせんリストは、売りたい方、貸したい方のうち契約の成立した方が削除されるのはわかるのですが、買いたい方、借りたい方については最初に載せたまま変更はなされないのですか。本人からの申出がない限りはいつまでも載せたままになってしまうのでしょうか。それとも、期限を設けていて文書等で意向の確認を行っているものなのでしょうか。

事務局 はい。基本的に意向の確認等は行っておりません。載せたままとなっている方がほとんどとなっております。取下げがなされない限りは削除されることはありません。

7 番 買いたい方、借りたい方については当然このリストを確認することができますが、売りたい方、貸したい方もリストを見ることができるのでしょうか。

事務局 過去にそうした事例がありませんでした。事務局からも、買いたい、借りたい方に対する声掛けはしておりますが、逆というのはしていないように思います。

7 番 見ることはないと考えてよろしいですか。

事務局 基本的にはありません。まずあっせんを希望される方への案内としましては、お近くの方や、隣地耕作者への声掛けをしていただくようお願いはしております。それでも見つからない場合には、あっせん申出をしてもらった後に、その地区内農地を希望する農業者へ事務局よりお声がけをさせていただいております。

7 番 わかりました。

2 番 2番 平野です。年々あっせん希望者が増えてきており、我々も考えていかなければならない問題であると思いますが、事務局として整理していくような考えはあるのでしょうか。本来は我々委員が中心となり、声掛けを行う等していくことが正しいことはわかっているのですが。

事務局 先ほども申し上げましたとおり、新規で申出のあった土地につきましては、希望する農業者へお声がけをさせていただいているところであります。あっせん希望を出しておらずとも、窓口に来庁されて農地を探している方がいらっしゃればこうした農地がありますよ、ということでご紹介はさせていただいております。それでも相手のあることですから、やはり条件が合わないといったようなことで上手くいかない場合もあります。

2 番 と言いますのも、このリストの中には、条件的にあまりよろしくない土地も含まれておりますので。特に、長く残っているような土地につきましては例えばですけれど、非農地化を考えていくなどできないのでしょうか。

事務局 あっせん希望を出せる農地は農業振興地域内の農用地と定められておりますので、非農地化は難しいかと思われれます。

2 番 そういうことなのですね。わかりました。

議長 再度お諮り致します。  
いかがですか。(異議なしの声)  
異議なしということで、議案第9号については決定と致します。

続きまして、その他1番 協議事項 を事務局より説明願います。

事務局 協議事項は3件でございます。

1件目は、第24期第36回5月総会を令和5年5月25日午後7時00分から開催したいと考えております。

2件目は、土地の現況調査を令和5年5月18日午前9時00分から実施したいと考えております。

3件目は、閉会中の令和5年4月27日から令和5年5月25日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認となります。

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次協議して参ります。よろしくをお願いします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、決定と致します。

次に、協議事項4「七飯町農業委員候補者委員会設置要綱第3条に係る七飯町農業委員候補者評価委員の選任について」を協議致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【協議事項4説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
七飯町農業委員候補者評価委員に、記載のとおり3名を選任し、町長に推薦することでいかがですか。(異議なしの声)  
異議なしということで、協議事項4については決定と致します。

続きまして、2番その他(1)「七飯町農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱第3条に係る七飯町農地利用最適化推進委員選考委員会の組織について」を、事務局より説明願います。

事務局 【2番その他説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
いかがですか。(異議なしの声)  
異議なしということで、その他(1)については、資料2に記載のとおり、7名で組織することで決定と致します。

その他、事務局より何かありますか。

事務局長 特にございませぬ。

議 長 委員から何かありますか。

それでは、以上をもちまして第24期第35回七飯町農業委員会総会  
を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに  
署名する。

令和5年5月10日

議事録署名委員

宮 後 英 子

宮 田 学